

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第132期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	ユアサ商事株式会社
【英訳名】	YUASA TRADING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 悦郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号
【電話番号】	(03)3665 - 6761
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 宮崎 明夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号
【電話番号】	(03)3665 - 6761
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 宮崎 明夫
【縦覧に供する場所】	ユアサ商事株式会社 関西支社 (大阪市中央区南船場2丁目4番12号) ユアサ商事株式会社 中部支社 (名古屋市名東区高社2丁目171番地) ユアサ商事株式会社 北関東支社 (さいたま市北区奈良町54番地1 S G Kマンションパピオール1F) ユアサ商事株式会社 千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟内) ユアサ商事株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目10番39号 日総第5ビル内) ユアサ商事株式会社 姫路支店 (姫路市飾磨区三宅1丁目196番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第131期 第3四半期 連結累計期間	第132期 第3四半期 連結累計期間	第131期 第3四半期 連結会計期間	第132期 第3四半期 連結会計期間	第131期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	218,719	254,126	77,302	90,049	309,196
経常利益又は経常損失 () (百万円)	927	2,557	125	924	87
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (百万円)	4,593	1,042	24	480	5,133
純資産額 (百万円)	-	-	26,980	27,491	26,724
総資産額 (百万円)	-	-	176,287	176,775	172,268
1株当たり純資産額 (円)	-	-	121.30	123.31	120.48
1株当たり四半期純利益 金額又は四半期(当期)純 損失金額() (円)	21.56	4.82	0.11	2.22	24.03
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	-	4.78	-	2.19	-
自己資本比率 (%)	-	-	14.7	15.1	15.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,924	10,803	-	-	1,539
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,716	815	-	-	1,611
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,707	7,106	-	-	3,301
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	27,903	25,988	22,959
従業員数 (名)	-	-	1,580	1,507	1,478

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第131期第3四半期連結累計(会計)期間及び第131期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

この結果、平成22年12月31日現在の当社グループを構成する子会社及び関連会社は次のとおりであります。
 印を付した18社は連結子会社であります。
 印を付した1社は持分法適用会社であります。

セグメントの名称	会社名	主要な事業内容
産業機器	(株)国興	機械・工具・電子機器等の販売
	國孝（香港）有限公司	機械・工具の販売
	深?国孝貿易有限公司	機械・工具の販売
	他2社	
工業機械	ユアサテクノ(株)	工作機械の販売
	ユアサブロマテック(株)	F A 関連機器・工具等の販売
	湯浅商事（上海）有限公司	機械設備の販売
	YUASA - YI, INC.	工作機械の販売
	PT.YUASA SHOJI INDONESIA	機械設備・周辺機器の販売
他7社		
管材・空調	(株)マルボシ	バルブ・パイプ・継手等配管資材の販売
他4社		
住宅・建材	ユアサヒラノ(株)	住宅設備・建設資材の販売及び設置工事の請負
	(株)サンエイ	住宅設備機器・建材・空調・衛生機器の販売及び工事
建設機械	ユアサR & S(株)	建設機械・資材の販売及びリース・レンタル
	ユアサマクロス(株)	コンテナハウス及び建設機械の販売・レンタル
	YUASA TRADING DEUTSCHLAND GMBH	建設機械の販売
	他3社	
エネルギー	ユアサ燃料(株)	石油製品の販売
他2社		
その他	ユアサプライムス(株)	生活関連商品の販売
	ユアサ木材(株)	原木・木材製品・合板の販売、木材の加工
	ユアサビジネスサポート(株)	施設管理アウトソーシングサービス事業
	(株)シーエーシーナレッジ	システム開発・保守・運用管理
	他2社	
計39社		

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,507 (393)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	785 (148)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【販売、仕入及び受注の状況】

(1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業機器	14,211	23.9
工業機械	15,750	74.1
管材・空調	15,099	3.9
住宅・建材	19,972	14.9
建設機械	5,082	4.9
エネルギー	10,195	14.8
その他	9,737	8.4
合計	90,049	16.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間取引については、相殺消去しております。

3 前年同四半期とセグメント区分の変更がないため、前年同四半期比を記載しております。

(2) 仕入実績

仕入実績の金額と販売実績の差額は僅少であるため、記載を省略しております。

(3) 受注実績

受注実績の金額と販売実績の差額は僅少であるため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当第3四半期連結会計期間における、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、当社は、平成20年2月15日付でJ A三井リース株式会社との間で締結いたしました当社連結子会社であるユアサR & S株式会社における業務及び資本提携を、平成22年11月19日開催の当社取締役会の決議により解消いたしました。また、平成22年11月22日付でJ A三井リース株式会社が所有するユアサR & S株式会社の全株式を譲り受け、ユアサR & S株式会社を当社の100%子会社といたしました。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国の経済成長や政府の経済対策の効果に支えられ、輸出が増加するとともに生産、設備投資ともに持ち直しの動きがみられたものの、欧米経済の停滞懸念、エコカー補助金の終了などから足踏み状態となり、景気の先行きに不透明感が強まりました。

このような状況の中、当社グループといたしましては、引き続き「既存事業基盤の再構築と強化」と「成長分野の開拓」などに取り組みましたが、当第3四半期連結会計期間の売上高は、需要の回復から工作機械、産業機器の販売が増加し、住宅建設市場においても、太陽光発電を中心とする環境・省エネ・省コストの提案営業により販売が増加いたしましたことから、前年同四半期比16.5%増の900億49百万円となり、営業利益は10億43百万円（前年同四半期比は38百万円の営業損失）、経常利益は9億24百万円（前年同四半期は1億25百万円の経常損失）、四半期純利益は4億80百万円（前年同四半期は24百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりです。

（産業機器）

産業機器部門につきましては、自動車生産が第3四半期に入り減少したものの、輸出関連を中心に工場稼働率が上昇してきたことから、切削工具等の需要は堅調に推移しました。このような状況の中、在庫物流機能の強化とWeb受注の拡大に取り組み、制御関連商品、マテハン関連機器などの拡販に注力いたしました結果、売上高は142億11百万円（前年同四半期比23.9%増）となりました。

（工業機械）

工業機械部門につきましては、アジア市場において工作機械需要が好調さを維持するとともに、国内においても着実に需要は回復し、受注環境の改善がみられました。このような状況の中、国内需要の着実な受注と好調なアジア市場での拡販、新規顧客の開拓などに取り組んでまいりました結果、売上高は157億50百万円（前年同四半期比74.1%増）となりました。

（管材・空調）

管材・空調部門につきましては、リフォーム・リニューアル需要は引き続き増加し、マンション着工戸数も増加するなど民間設備投資は緩やかな回復の兆しがみられました。このような状況の中、業務用及び家庭用エアコンの販売が伸長し、エコキュート・エコジョーズなどの環境・省エネ・省コスト機器等の拡販、リフォーム市場向け商品の拡充に注力いたしました結果、売上高は150億99百万円（前年同四半期比3.9%増）となりました。

（住宅・建材）

住宅・建材部門につきましては、新設住宅着工戸数が依然として低水準ではあるものの、住宅エコポイント制度の効果もあり、戸建・マンションともに増加し、受注環境の改善がみられました。このような状況の中、住宅エコポイント関連商品、太陽光発電などの住宅用環境・省エネ・省コスト機器、住宅エクステリア商材の伸長があり、耐震補強関連物件、既設橋梁の高欄改修物件、安全重視の防護柵等の受注が増加いたしました。また、設計・施工機能を活かした新築・改修需要の獲得などに注力いたしました結果、売上高は199億72百万円（前年同四半期比14.9%増）となりました。

（建設機械）

建設機械部門につきましては、機械の更新需要はあったものの、依然として公共工事は低迷しており、レンタル業者の設備投資は低調に推移しました。このような状況の中、環境・省エネ・安全に配慮した改修用の建設機械や小型機器の拡販、アジア市場向けの中古建設機械オークション事業の拡充などに取り組んでまいりました結果、売上高は50億82百万円（前年同四半期比4.9%減）となりました。なお、平成22年11月22日付で連結子会社であるユアサR&S株式会社を完全子会社化いたしました。

（エネルギー）

エネルギー部門につきましては、低燃費自動車の普及や産業用燃料の需要減少により販売競争が激化したものの、価格競争力の強化、新規顧客の開拓、軽油の拡販などを推進いたしました結果、売上高は101億95百万円（前年同四半期比14.8%増）となりました。

(その他)

その他の部門につきましては、ホームセンターや家電量販店への生活関連商品の販売強化に取り組み、暖房器具、地デジ用アンテナ、LED照明などの拡販を推進いたしました。また、木材製品につきましては、住宅用資材・梱包用資材などは堅調であったものの、市場在庫の増加により輸入合板が低調に推移いたしました。この結果、売上高は97億37百万円（前年同四半期比8.4%減）となりました。

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。これによる事業区分へ与える影響がないため、前年同四半期比を記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて67億26百万円増加し、1,381億31百万円となりました。これは、現金及び預金が31億28百万円、受取手形及び売掛金が42億44百万円それぞれ増加したことなどによります。固定資産は、前連結会計年度末に比べて22億19百万円減少し、386億43百万円となりました。この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて45億6百万円増加し、1,767億75百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて148億23百万円増加し、1,461億98百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が87億65百万円、短期借入金が45億42百万円それぞれ増加したことなどによります。固定負債は、前連結会計年度末に比べて110億84百万円減少し、30億85百万円となりました。これは長期借入金が112億8百万円減少したことなどによります。この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて37億39百万円増加し、1,492億83百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて7億67百万円増加し、274億91百万円となりました。これは、四半期純利益の計上などにより利益剰余金が10億53百万円増加する一方、その他有価証券評価差額金が2億99百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末に比べ36億28百万円増加して、259億88百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益を8億60百万円計上したほか、仕入債務が増加する一方で、売上債権が増加したことにより、営業活動による資金の収入は、48億15百万円（前年同四半期は37億33百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産や投資有価証券の取得などにより、投資活動による資金の支出は、4億88百万円（前年同四半期は9億46百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期・長期借入金の返済などにより、財務活動による資金の支出は、6億76百万円（前年同四半期は6億33百万円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりです。

当社企業価値の源泉について

当社は、「誠実と信用」、「進取と創造」、「人間尊重」を経営理念として、顧客第一とする経営で堅実に業容を拡大し、工場関連分野及び住宅・建築・建設分野の業界No.1のインキュベーターとして、仕入先様、販売先様との長年にわたる堅い信頼関係を構築してまいりました。当社の企業価値は、このようにして長年にわたって培ってきた堅い信頼関係にその源泉を有すると考えております。

基本方針の内容について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。もっとも当社は大原則として、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的に株主全体の意思に基づき行われるものと考えております。しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件より有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものが存すると考えられます。当社は、このような大規模な買付行為等を行う者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主のみなさまの共同の利益の確保・向上のための適切な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは、中期経営計画である「Neo Frontier 2011」のもと、収益力向上に向け、基幹事業へ経営資源を集中し、バランスの取れた機能強化投資を実行するとともにコーポレート・ガバナンスを強化充実させ、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ります。

また、当社は、当社株式を大量取得しようとする者が出現した場合には、社外の専門家等を中心とする委員会を設置し、当該買収提案の評価や取得者との交渉を行うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えます。当社の株式の大量取得を目的とする買付けについては、当該買収者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、慎重に当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響を判断する必要があると認識しておりますが、上記の基本方針に照らし具体的な対抗措置が必要な場合は、次の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- 、当該措置が上記基本方針に沿うものであること
- 、当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- 、当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 本社	東京都 中央区	全社	ソフトウェア	300	-	自己資金	平成22年 12月	平成25年 1月	(注) 2

(注) 1 上記投資予定額の総額には、消費税は含まれておりません。

2 現在稼働中の貿易（海外受発注取引）システム再構築のためのシステム開発であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	231,558,826	231,558,826	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	231,558,826	231,558,826	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2008年度株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）

平成20年7月18日取締役会決議（平成20年7月23日新株予約権を割り当てる日等について一部変更の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	586
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	586,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月9日～平成50年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり114円 資本組入額 1株当たり 57円
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利開始日」という。）から当該権利開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記の「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が平成49年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成49年8月9日から平成50年8月8日まで 当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から10日間</p> <p>(3) 募集新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 (注)2に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)2に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 (注)4に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1 募集新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は普通株式1,000株とする。ただし、募集新株予約権を割り当てる日以後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

2 募集新株予約権を行使することができる期間は、平成20年8月9日から平成50年8月8日までとする。

3 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 募集新株予約権の取得事由及び取消の条件

(1) 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

取締役及び執行役員

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役及び執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

監査役

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社監査役を解任され、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(2) 割当てを受けた者が平成21年5月31日までに、当社取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得する。この場合、当社はいつでも取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

ただし、平成20年8月8日から平成21年5月31日までに当社取締役、監査役及び執行役員が死亡し、またはやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部または一部をその在任期間として計算することができる。

12か月 - 平成20年6月1日から当社取締役、
 監査役及び執行役員の地位喪失の日の属する
 月までの月数(ただし、月の途中で地位を喪
 失した場合、当該日も1か月として計算す
 る)

当社が取得
 する新株予
 約権の個数

=

12か月

当社取締役、監査役及び
 執行役員に割り当てられた
 新株予約権の個数

×

(3) 当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合)、承認の翌日から10日間が経過する日まで権利行使されなかった新株予約権は、10日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて償却することができる。

(4) 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて償却することができる。

2009年度株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）
 平成21年7月10日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	821
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	821,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月6日～平成51年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり99円 資本組入額 1株当たり49円
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利開始日」という。）から当該権利開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、下記の「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が平成50年8月5日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成50年8月6日から平成51年8月5日まで 当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から10日間</p> <p>(3) 募集新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 (注)2に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)2に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 (注)4に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1 募集新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は普通株式1,000株とする。ただし、募集新株予約権を割り当てる日以後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

2 募集新株予約権を行使することができる期間は、平成21年8月6日から平成51年8月5日までとする。

3 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 募集新株予約権の取得事由及び取消の条件

(1) 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

取締役及び執行役員

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役及び執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

監査役

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社監査役を解任され、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(2) 割当てを受けた者が平成22年5月31日までに、当社取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得する。この場合、当社はいつでも取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

ただし、平成21年8月5日から平成22年5月31日までに当社取締役、監査役及び執行役員が死亡し、またはやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部または一部をその在任期間として計算することができる。

12か月 - 平成21年6月1日から当社取締役、
 監査役及び執行役員の地位喪失の日の属する
 月までの月数(ただし、月の途中で地位を喪
 失した場合、当該日も1か月として計算す
 る)

当社が取得
 する新株予
 約権の個数

=

12か月

当社取締役、監査役及び
 執行役員に割当てられた
 新株予約権の個数

×

(3) 当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合)、承認の翌日から10日間が経過する日まで権利行使されなかった新株予約権は、10日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて償却することができる。

(4) 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて償却することができる。

2010年度株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）
 平成22年7月16日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,027
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,027,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日～平成52年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり83円 資本組入額 1株当たり41円
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利開始日」という。)から当該権利開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 (注)2に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)2に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 (注)4に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1 募集新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は普通株式1,000株とする。ただし、募集新株予約権を割り当てる日以後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、合併、会社分割その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

2 募集新株予約権を行使することができる期間は、平成22年8月10日から平成23年8月9日までとする。

3 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 募集新株予約権の取得事由及び取消の条件

(1) 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

取締役及び執行役員

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役及び執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

監査役

(イ) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社監査役を解任され、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ロ) 上記のほか、当社監査役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(2) 割当てを受けた者が平成23年5月31日までに、当社取締役、監査役及び執行役員の地位を喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、次の算式により算出された個数の新株予約権を当社が無償にて取得する。この場合、当社はいつでも取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

ただし、平成22年8月9日から平成23年5月31日までに当社取締役、監査役及び執行役員が死亡し、またはやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部または一部をその在任期間として計算することができる。

$$\begin{array}{l} \text{当社が取得} \\ \text{する新株予} \\ \text{約権の個数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{12か月 - 平成22年6月1日から当社取締役、} \\ \text{監査役及び執行役員の地位喪失の日の属する} \\ \text{月までの月数(ただし、月の途中で地位を喪} \\ \text{失した場合、当該日も1か月として計算す} \\ \text{る)} \end{array}}{\text{12か月}} \times \begin{array}{l} \text{当社取締役、監査役及び} \\ \text{執行役員に割当てられた} \\ \text{新株予約権の個数} \end{array}$$

(3) 当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合)、承認の翌日から10日間が経過する日まで権利行使されなかった新株予約権は、10日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて償却することができる。

(4) 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて償却することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	231,558,826	-	20,644	-	6,777

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,081,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,417,000	215,417	-
単元未満株式	普通株式 1,060,826	-	-
発行済株式総数	231,558,826	-	-
総株主の議決権	-	215,417	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式677株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ユアサ商事株式会社	東京都中央区日本橋 大伝馬町13番10号	15,081,000	-	15,081,000	6.51
計	-	15,081,000	-	15,081,000	6.51

(注) 当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)の自己株式数は、15,091,760株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	104	97	100	95	86	84	80	81	87
最低(円)	87	79	78	81	76	78	65	65	77

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (執行役員地域担当兼 関東第一支社支社長兼 関東第二支社支社長)	取締役 (執行役員地域担当)	牧野 恒晴	平成22年10月1日

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,523	23,394
受取手形及び売掛金	5, 6 88,409	5 84,164
たな卸資産	3 16,740	3 16,677
その他	7,378	8,088
貸倒引当金	918	919
流動資産合計	138,131	131,405
固定資産		
有形固定資産	1 17,047	1 17,253
無形固定資産	2 1,913	2 2,051
投資その他の資産		
その他	21,789	23,289
貸倒引当金	2,106	1,730
投資その他の資産合計	19,683	21,558
固定資産合計	38,643	40,863
資産合計	176,775	172,268
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6 98,577	89,812
短期借入金	40,365	35,822
未払法人税等	449	332
賞与引当金	342	449
その他	6,463	4,958
流動負債合計	146,198	131,374
固定負債		
長期借入金	187	11,396
退職給付引当金	338	264
その他	2,559	2,508
固定負債合計	3,085	14,169
負債合計	149,283	145,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,644	20,644
資本剰余金	6,777	6,777
利益剰余金	1,858	805
自己株式	1,787	1,814
株主資本合計	27,493	26,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	375	76
繰延ヘッジ損益	4	25
為替換算調整勘定	420	308
評価・換算差額等合計	800	359
新株予約権	233	173
少数株主持分	565	497
純資産合計	27,491	26,724
負債純資産合計	176,775	172,268

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	218,719	254,126
売上原価	200,356	233,215
売上総利益	18,362	20,911
販売費及び一般管理費	19,075	18,125
営業利益又は営業損失()	712	2,785
営業外収益		
受取利息	736	805
受取配当金	177	124
その他	260	204
営業外収益合計	1,173	1,134
営業外費用		
支払利息	1,023	1,015
その他	364	346
営業外費用合計	1,388	1,362
経常利益又は経常損失()	927	2,557
特別利益		
固定資産売却益	-	1
投資有価証券売却益	-	9
負ののれん発生益	151	-
特別利益合計	151	10
特別損失		
固定資産売却損	-	61
固定資産除却損	-	9
投資有価証券評価損	4	26
投資有価証券売却損	-	2
貸倒引当金繰入額	-	540
その他	-	28
特別損失合計	4	670
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	779	1,897
法人税、住民税及び事業税	285	468
法人税等調整額	3,708	372
法人税等合計	3,994	841
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	4,774	1,056
少数株主利益又は少数株主損失()	180	13
四半期純利益又は四半期純損失()	4,593	1,042

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	77,302	90,049
売上原価	71,101	82,858
売上総利益	6,200	7,191
販売費及び一般管理費	6,239	6,147
営業利益又は営業損失()	38	1,043
営業外収益		
受取利息	222	249
受取配当金	97	31
その他	85	50
営業外収益合計	406	331
営業外費用		
支払利息	339	349
その他	153	100
営業外費用合計	492	450
経常利益又は経常損失()	125	924
特別利益		
固定資産売却益	-	1
投資有価証券評価損戻入益	0	-
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産売却損	-	61
固定資産除却損	-	0
その他	-	4
特別損失合計	-	65
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	125	860
法人税、住民税及び事業税	123	193
法人税等調整額	126	207
法人税等合計	3	401
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	121	458
少数株主損失()	97	21
四半期純利益又は四半期純損失()	24	480

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	779	1,897
減価償却費	837	934
のれん償却額	147	148
負ののれん発生益	151	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	6
投資有価証券評価損益(は益)	4	26
固定資産売却損益(は益)	-	60
固定資産除却損	-	9
貸倒引当金繰入額	-	540
その他の特別損益(は益)	-	28
退職給付引当金の増減額(は減少)	3	32
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	169
賞与引当金の増減額(は減少)	458	118
受取利息及び受取配当金	913	929
支払利息	1,023	1,015
為替差損益(は益)	0	1
売上債権の増減額(は増加)	14,740	4,107
たな卸資産の増減額(は増加)	3,032	73
仕入債務の増減額(は減少)	9,649	8,736
未払消費税等の増減額(は減少)	57	33
長期金銭債権の増減額(は増加)	108	203
その他	1,988	3,083
小計	3,595	11,280
利息及び配当金の受取額	916	929
利息の支払額	1,036	1,033
法人税等の支払額	550	372
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,924	10,803
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	602	293
定期預金の払戻による収入	440	205
有形固定資産の取得による支出	541	713
有形固定資産の売却による収入	0	39
投資有価証券の取得による支出	458	50
投資有価証券の売却による収入	23	26
子会社株式の取得による支出	498	57
貸付けによる支出	355	99
貸付金の回収による収入	400	64
その他	123	62
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,716	815

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	201	5,239
長期借入金の返済による支出	1,735	1,465
リース債務の返済による支出	243	400
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	639	-
少数株主への配当金の支払額	6	-
その他	282	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,707	7,106
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	39
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,472	2,842
現金及び現金同等物の期首残高	29,255	22,959
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	120	187
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,903	25,988

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	連結子会社数 18社 第1四半期連結会計期間より、(株)サンエイは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 また、ユアサ礦産(株)は第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。
2 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、当該適用に伴う損益に与える影響はありません。 (2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、当該適用に伴う損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	7,095百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	6,501百万円
2 無形固定資産の内訳		2 無形固定資産の内訳	
のれん	216百万円	のれん	343百万円
その他	1,696百万円	その他	1,708百万円
計	1,913百万円	計	2,051百万円
3 たな卸資産の内訳		3 たな卸資産の内訳	
商品	14,430百万円	商品	15,269百万円
仕掛品	2,309百万円	仕掛品	1,407百万円
計	16,740百万円	計	16,677百万円
4 保証債務		4 保証債務	
関係会社及び海外現地法人の 借入金等に対する保証	千 百万円	関係会社及び海外現地法人の 借入金等に対する保証	千 百万円
YUASA MECHATRONICS(M) SDN. BHD.	US\$ 263 21	YUASA MECHATRONICS(M) SDN.BHD.	US\$ 263 24
従業員に対する保証	100	SIAM SAMUT CO.,LTD.	THB 1,000 2
その他取引先に対する保証	2	従業員に対する保証	115
計	124	その他取引先に対する保証	4
		計	148
5 手形割引高及び裏書譲渡高		5 手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引高	2,514百万円	受取手形割引高	2,318百万円
受取手形裏書譲渡高	675百万円	受取手形裏書譲渡高	790百万円
6 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理について は、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日 であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手 形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。			
受取手形	1,528百万円		
支払手形	3,080百万円		
裏書譲渡手形	56百万円		
割引手形	359百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの		
給与及び手当	5,892百万円	給与及び手当	5,663百万円
賞与引当金繰入額	275百万円	賞与引当金繰入額	356百万円
退職給付引当金繰入額	445百万円	退職給付引当金繰入額	355百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの		
給与及び手当	1,949百万円	給与及び手当	1,888百万円
賞与引当金繰入額	275百万円	賞与引当金繰入額	356百万円
退職給付引当金繰入額	147百万円	退職給付引当金繰入額	116百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 28,360百万円	現金及び預金勘定 26,523百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 456百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 534百万円
現金及び現金同等物 27,903百万円	現金及び現金同等物 25,988百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(千株)	231,558

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(千株)	15,091

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第3四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社	233
連結子会社	-
合計	233

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	産業機器 (百万円)	工業機械 (百万円)	管材・ 空調 (百万円)	住宅・ 建材 (百万円)	建設機械 (百万円)	エネルギー (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益										
売上高										
(1) 外部顧客に対する売上高	11,473	9,045	14,538	17,385	5,341	8,884	10,632	77,302	-	77,302
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,800	388	1,216	1,215	556	0	13	5,191	(5,191)	-
計	13,273	9,434	15,755	18,600	5,897	8,885	10,646	82,493	(5,191)	77,302
営業利益又は営業損失 ()	129	91	219	16	83	37	81	17	(56)	38

(注) 事業の区分は、取扱商品の種類、性質の類似性等により区分しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	産業機器 (百万円)	工業機械 (百万円)	管材・ 空調 (百万円)	住宅・ 建材 (百万円)	建設機械 (百万円)	エネルギー (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益										
売上高										
(1) 外部顧客に対する売上高	32,687	27,661	43,270	52,393	16,122	22,618	23,964	218,719	-	218,719
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,858	924	3,237	3,269	1,531	0	37	13,859	(13,859)	-
計	37,546	28,585	46,508	55,663	17,654	22,619	24,001	232,578	(13,859)	218,719
営業利益又は営業損失 ()	500	180	722	237	216	83	80	226	(939)	712

(注) 事業の区分は、取扱商品の種類、性質の類似性等により区分しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高及び営業利益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に取扱商品の種類、性質の類似性等で区分した本部・事業部を置き、本部・事業部は取扱商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は本部・事業部を基礎とした取扱商品の種類、性質の類似性等で区分したセグメントから構成されており、次の報告セグメントとしております。

産業機器：工具・産業設備・機材・制御機器・物流機器の販売

工業機械：工業機械・工業機器の販売

管材・空調：管材機器・空調機器の販売

住宅・建材：建設資材・外構資材・住宅設備・住宅機器の販売、建設工事の設計監理及び請負、宅地建物取引

建設機械：建設機械・資材の販売及びリース・レンタル

エネルギー：石油製品の販売

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	産業機器	工業機械	管材・ 空調	住宅・ 建材	建設機械	エネル ギー	計				
売上高											
外部顧客への売上高	42,505	44,470	43,272	57,599	15,131	27,367	230,346	23,779	254,126	-	254,126
セグメント間の内部売上 高又は振替高	7,004	756	3,339	3,037	1,783	2	15,924	35	15,959	15,959	-
計	49,509	45,227	46,612	60,637	16,914	27,370	246,271	23,814	270,086	15,959	254,126
セグメント利益	553	1,177	1,052	948	143	129	4,005	258	4,263	1,478	2,785

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、生活関連商品及び木材製品を販売する事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,478百万円は、主に報告セグメントに帰属していない当社の管理部門に係る費用等であります。

3 セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	産業機器	工業機械	管材・ 空調	住宅・ 建材	建設機械	エネル ギー	計				
売上高											
外部顧客への売上高	14,211	15,750	15,099	19,972	5,082	10,195	80,311	9,737	90,049	-	90,049
セグメント間の内部売上 高又は振替高	2,244	191	1,188	1,101	576	0	5,303	7	5,310	5,310	-
計	16,455	15,942	16,287	21,074	5,659	10,195	85,615	9,744	95,360	5,310	90,049
セグメント利益	205	407	385	285	9	47	1,340	125	1,466	422	1,043

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、生活関連商品及び木材製品を販売する事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 422百万円は、主に報告セグメントに帰属していない当社の管理部門に係る費用等
であります。

3 セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

- 1 スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 21百万円

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合企業の名称及び取引の目的

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ユアサR & S株式会社(当社の連結子会社)

事業の内容 建設機械・資材の販売及びリース・レンタル

(2) 企業結合日

平成22年11月22日

(3) 企業結合の法的形式

少数株主からの株式買取による完全子会社化

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、建設機械分野におけるユアサR & S株式会社(以下「ユアサR & S」という)の豊富な取扱商品群の販売機能とJ A三井リース株式会社(以下「J A三井リース」という)の多彩な金融サービス機能を活用することにより、共同事業として建設機械事業の発展を図ることを目的として、企業提携契約を締結し、合弁事業を営んでまいりました。しかし、国内の建設機械市場において長期延払い物件が減少し、当初の合弁事業の目的が果たせなくなったことから、各々が事業環境の変化に即応した経営戦略を採るべきと判断し、企業提携契約を解約することについて両社が合意いたしました。

企業提携契約の解約に伴い、平成22年11月22日にJ A三井リースが所有しておりました全株式を当社が取得することにより、ユアサR & Sを100%子会社といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

株式の購入代価(現金) 57百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん(金額) 11百万円

発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価と減少する少数株主持分との差額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
123.31円	120.48円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	27,491	26,724
普通株式に係る純資産額(百万円)	26,692	26,053
差額の内訳(百万円)		
新株予約権	233	173
少数株主持分	565	497
普通株式の発行済株式数(千株)	231,558	231,558
普通株式の自己株式数(千株)	15,091	15,313
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の 数(千株)	216,467	216,244

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 21.56円	1株当たり四半期純利益金額 4.82円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4.78円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期 純損失()(百万円)	4,593	1,042
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(百万円)	4,593	1,042
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	213,111	216,424
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定 に用いられた普通株式増加数(千株)	-	1,921
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度から重要な変動がある 場合の概要	-	-

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 0.11円	1株当たり四半期純利益金額 2.22円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2.19円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	24	480
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	24	480
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	213,119	216,471
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	-	2,402
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社は、平成23年2月4日開催の取締役会において、平成23年4月1日を効力発生日とした上で、当社を存続会社として、当社100%出資の連結子会社であるユアサR&S株式会社(以下「ユアサR&S」という)を吸収合併することを決議するとともに、平成23年2月4日付で合併契約を締結いたしました。

1. 合併の目的

当社は、ユアサR&Sを平成20年1月28日に設立し、平成20年2月15日付で当社とJA三井リース株式会社(以下「JA三井リース」という)との間で締結された企業提携契約に基づき、平成20年3月31日に当社の建設機械部門を会社分割(吸収分割)によりユアサR&Sに事業承継を行い、当社とJA三井リースの合併会社として運営してまいりました。しかし、平成22年11月19日付で企業提携契約を解約するとともに、平成22年11月22日にJA三井リースが所有しておりました全株式を当社が取得することにより、ユアサR&Sを100%子会社といたしております。

今般、当社他部門とのシナジー効果を高め、総合力を活かした商品提案やソリューション機能の充実と経営資源の有効活用による事業運営の効率化を目的に、ユアサR&Sを吸収合併することといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併決議取締役会 平成23年2月4日

合併契約締結 平成23年2月4日

合併予定日(効力発生日) 平成23年4月1日(予定)

(注) 本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びユアサR&Sにおいて株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ユアサR&Sは効力発生日をもって解散いたします。

(3) 合併に係る割当の内容

ユアサR&Sは、当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加、並びに合併交付金の支払いはありません。

(4) 消滅会社の株予約権及び株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 合併当事会社の概要（平成22年3月31日現在）

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 商号	ユアサ商事株式会社	ユアサR & S株式会社
(2) 代表者	代表取締役社長 佐藤 悦郎	代表取締役社長 鈴木 道広
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号	東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号
(4) 設立年月日	大正8年6月25日	平成20年1月28日
(5) 主な事業内容	専門商社（工作機械、産業機器、管材・空調、住宅・建材、建設機械、燃料などの国内販売及び輸出入事業）	建設機械・資材の販売及びリース・レンタル
(6) 決算期	3月31日	3月31日
(7) 資本金	20,644百万円	400百万円
(8) 総資産	172,268百万円（連結）	15,467百万円（単体）
(9) 純資産	26,724百万円（連結）	101百万円（単体）
(10) 1株当たり純資産	120.48円（連結）	1,014,379.25円（単体）
(11) 売上高	309,196百万円（連結）	21,889百万円（単体）
(12) 営業利益	204百万円（連結）	292百万円（単体）
(13) 経常利益	87百万円（連結）	117百万円（単体）
(14) 当期純利益	5,133百万円（連結）	336百万円（単体）
(15) 1株当たり当期純利益	24.03円（連結）	3,362,195.09円（単体）
(16) 発行済株式数	231,558,826株	100株
(17) 主要株主及び所有割合	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 6.06% 株式会社三井住友銀行 2.74% 東部ユアサやまずみ持株会 2.62% 西部ユアサやまずみ持株会 2.54% ユアサ炭協持株会 2.53%	ユアサ商事株式会社 100% （平成22年11月22日現在）

- (注) 1 当社は、平成22年11月22日にJ A三井リースが所有しておりましたユアサR & Sの全株式を取得したことにより、ユアサR & Sを当社の100%子会社としております。
- 2 当社は、平成22年3月31日現在、自己株式を15,313千株所有しておりますが、上記の主要株主及び所有割合から除いております。

4. 合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

5. 合併による業績への影響の見通し

本合併は、当社と当社の100%子会社との合併であり、合併による連結業績への直接的な影響はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

ユアサ商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 良三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 恩田 正博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田島 幹也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユアサ商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ユアサ商事株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

ユアサ商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 恩 田 正 博 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 島 幹 也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユアサ商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ユアサ商事株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。